

## 東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和2年10月26日(月) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館2階 大会議室

### 出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 林田 佐知雄	2 番 森田 誠	3 番 三坂 登
4 番 泓 純隆	5 番 富永 政光	6 番 迎 幸枝	7 番 中山 久嗣
8 番 江口 庄平	9 番 出口 照雄	10 番 山口 義範	11 番 清心 美由紀
12 番 俵坂 和則	13 番 宮脇 喜八郎		

### 事務局及びその他の出席者

事務局長 高月 淳一郎

書記 谷口 恵祐・竹下 由紀子・藤川 空

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
  - (1) 合意解約について
  - (2) 農地改良届について
5. 議事
  - (1) 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第22号 農用地利用集積計画の策定について
6. 次回総会開催予定日：令和2年11月25日(水)
7. その他

事務局	ただいまから令和 2 年度第 7 回目となります東彼杵町農業委員会 10 月期の定期総会を開催いたします。
議長	(挨拶) 本日の議事録署名人は 11 番の清心委員さんと 12 番の俵坂委員さんをお願いしたいと思います。では早速議事にはいらさせていただきます。報告事項、農地の合意解約について事務局より説明をお願いします。
事務局	報告事項、農地の合意解約について、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が、下記のとおり提出されたので報告する。令和 2 年 10 月 26 日、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。当該農地は、千綿宿郷の畑 1 筆、2,009 ㎡となっております。
議長	ありがとうございます。担当地区の農業委員さんから何かご質問等はありませんか。無いようでしたら次に進めさせていただきます。続きまして、農地改良届について事務局より説明をお願いします。
事務局	報告事項、農地改良届について、農地改良届取扱要領に基づき、下記のとおり提出されたので報告する。令和 2 年 10 月 26 日、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。当該農地は、彼杵宿郷の田 1 筆、908 ㎡となっております。
議長	ありがとうございます。私の担当地区でありまして、この辺りは最近あまり水田をされてないので、図面どおりにしていただければ、特に問題はないかと思います。同じく担当地区の森田委員さん何かございませんか。
2 番森田委員	水路が一つ通っていて、水路に影響が出ないようにするということがだったので、大丈夫だと思います。
議長	ありがとうございました。この件につきまして何かご意見・ご質問等ございませんか。無いようでしたら次に進めさせていただきます。 引き続き議事のほうに入りたいと思います。議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 21 号、農地法第 3 条について、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 2 年 10 月 26 日提出、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。申請番号 1 は、中岳郷の田 1 筆、199 ㎡となっております。

議長	<p>ありがとうございます。この件に関しまして何かご質問等はございませんか。何も無いようでしたら、許可相当ということでよろしいですか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございました。引き続き事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号 2,3,4 をまとめて説明させていただきます。申請番号 2 は、法音寺郷の畑 1 筆、1,217 m<sup>2</sup>。申請番号 3 は、中尾郷の畑 1 筆、1,011 m<sup>2</sup>。申請番号 4 は、中尾郷の畑 1 筆、431 m<sup>2</sup>となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。この件に関しまして何かご質問等はございませんか。何も無いようでしたら許可相当ということでよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。許可相当ということで次に進めさせていただきます。続きまして、議案第 22 号、基盤強化法第 19 条について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 22 号、基盤強化法第 19 条について、基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求め。令和 2 年 11 月 2 日公告予定、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。</p> <p>所有権移転の申請番号 1 は、中尾郷の畑 2 筆、650 m<sup>2</sup>。申請番号 2 は、彼杵宿郷と三根郷と中尾郷の田 9 筆、畑 27 筆、他 2 筆で合計 38 筆、51,313 m<sup>2</sup>となっております。賃借権設定の申請番号 1 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、2,032 m<sup>2</sup>。申請番号 2 は、千綿宿郷の畑 1 筆、5,607 m<sup>2</sup>。申請番号 3 は、彼杵宿郷の畑 945 m<sup>2</sup>。申請番号 4 は、三根郷の畑 2 筆、1,921 m<sup>2</sup>。申請番号 5 は、三根郷の畑 1 筆 566 m<sup>2</sup>となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。この件に関しまして何かご質問等はございませんか。何も無いようでしたら許可相当ということでよろしいですか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして、基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得について、申請番号 1 は、中尾郷の畑 2 筆、4,799 m <sup>2</sup> 。申請番号 2 は、木場郷の畑 2 筆 1,583 m <sup>2</sup> 。申請番号 3 は、木場郷の畑 3 筆、1,360 m <sup>2</sup> 。申請番号 4 は、坂本郷の畑 10 筆 4,875 m <sup>2</sup> 。申請番号 5 は、坂本郷の畑 3 筆、1,912 m <sup>2</sup> 。申請番号 6 は、坂本郷の畑 1 筆、1,662 m <sup>2</sup> 。申請番号 7 は、法音寺郷の畑 1 筆、783 m <sup>2</sup> 。申請番号 8 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、695 m <sup>2</sup> 。申請番号 9 は、彼杵宿郷の畑 1 筆、741 m <sup>2</sup> 。申請番号 10 は、八反田郷の畑 5 筆、3,818 m <sup>2</sup> 。申請番号 11 は、八反田郷の畑 3 筆、2,515 m <sup>2</sup> 。申請番号 12 は、中尾郷の畑 1 筆、566 m <sup>2</sup> 。申請番号 13 は、彼杵宿郷の畑 2 筆、1,108 m <sup>2</sup> となっております。
議長	ありがとうございます。この件に関しまして何かご質問等がございますか。無いようでしたら許可相当ということでよろしいですか。  「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。以上で今月の農業委員会総会を終了いたします。